読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十九条の二第一項	破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）	特定破綻金融機関等に対して追加の同項第一号に掲げる措置
第五十九条の二第二項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
第六十四条第四項	資金援助	追加的特定資金援助
第六十四条第五項	資金援助	追加的特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定合併等
第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定合併等
第六十四条の二第三項	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	資金援助	追加的特定資金援助
第六十四条の二第四項	合併等	特定合併等
	同条第二項第二号又は第六号	第百二十六条の二十八第二項第二号又は第七号
	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	金融機関	金融機関等
第六十四条の二第五項	救済金融機関	金融機関等
	金融機関を	金融機関等を
	救済銀行持株会社等	特定持株会社等
第六十四条の二第六項第一号イ、ロ及びハ	優先株式等	特定優先株式等
第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	特定優先株式等の引受け等
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	定める株式等	定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等
第六十七条第一項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等
第六十七条第二項	救済金融機関	金融機関等又は特定持株会社等
	、同項	、前項

第六十八条の二第一項	取得優先株式等	第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等
第六十八条の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十八条の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等
	第六十四条の二第六項	第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項
	取得貸付債権	取得特定貸付債権

（追加的特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用）

第二十九条の三十三　第二十九条の二十八の規定は、法第百二十六条の三十二第四項において法第六十四条の二第五項（法第百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「第二十九条の三十二」と、同条第一号及び第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは「法第百二十六条の三十二第四項」と読み替えるものとする。

（協定特定承継金融機関等に生じた損失の金額）

第二十九条の三十四　法第百二十六条の三十七において準用する法第九十九条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定特定承継金融機関等の各事業年度に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　法第百二十六条の三十七において準用する法第九十七条第一項に規定する承継協定の定めにより協定特定承継金融機関等の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額

二　損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

（特定承継金融機関等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の三十五　特定承継金融機関等（法第百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）について法第百二十六条の三十七において法の規定を準用する場合においては、法第九十六条第一項第四号中「当該承継銀行」とあるのは「当該特定承継金融機関等」と、「承継銀行子会社」とあるのは「特定承継金融機関等子会社」と、同条第三項中「銀行を」とあるのは「第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等を」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」と、同条第四項中「承継銀行子会社」とあるのは「特定承継金融機関等子会社」と、「承継銀行が」とあるのは「特定承継金融機関等が」と、法第九十七条第一項第一号中「第九十四条第一項各号」とあるのは「第百二十六条の三十六第一項各号」と、法第九十八条及び第九十九条中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、法第百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第百二十六条の三十四第一項第二号」と、「同条第一項第二号」とあるのは「同号」と、「被管理金融機関の事業の譲受け等」とあるのは「同条第一項の特別監視金融機関等の同項に規定する特定事業譲受け等」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の三十六　法第百二十六条の三十八第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第百二十六条の二十九第一項の認定について、法第百二十六条の三十八第五項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。